平成２８年（フ）第１２９号
東京都町田市木曽東２丁目11番41―104号
破産者　三枝　　豊
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０８号
東京都府中市是政３丁目34番地の５パークアベニュー浦野302
破産者　引地富士男
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７３号
東京都東大和市南街５丁目77番地の７フォーブルフジノ102号
破産者　白鳥　　貢
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１４号
静岡県伊東市新井１丁目４番７号
破産者　有限会社大神丸水産
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３６７号
東京都台東区橋場１―17―３、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区墨田２丁目２番10号
破産者　株式会社帝都ブレード製作所
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６４７号
兵庫県西宮市南甲子園１丁目９番３―1127号
破産者　株式会社ＭＡＧＯ―ＳＴＹＬＥ
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８３号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番25―625号
破産者　有限会社タカス
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１３号
茨城県牛久市ひたち野４丁目25番地41、開始決定時の住所茨城県土浦市烏山５丁目2085番地２
破産者　内藤　暁子
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２８３号
埼玉県久喜市西641番地１
破産者　清水　将廣
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９２号
さいたま市西区プラザ93番９号
破産者　大澤　茂雄
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５２６号
さいたま市大宮区天沼町１丁目428番地２オークヒルズ天沼206
破産者　山田　友美
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目４番39号　ジョイフルタウン105
破産者　安藤久美子
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３１号
札幌市豊平区平岸３条７丁目４番３号　ｂｉｎｄ401号
破産者　小松　英伸
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８３９号
札幌市北区北38条西３丁目２番23号　グレースハイム101号
破産者　田中　明美
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７９号
埼玉県富士見市羽沢３丁目９番32―104号
破産者　古谷田工業こと　古谷田孝志
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７号
埼玉県所沢市小手指南５丁目12番地の２ペットケアビレッジ小手指南Ｆ202
破産者　平　　頼徳
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５２０号
横浜市保土ケ谷区新井町340番地　千丸台アパート1025
破産者　山下美保子
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７１号
神奈川県足柄上郡開成町円通寺63番地　ステージア開成Ｃ202、前住所神奈川県南足柄市広町71番地８
破産者　辻浜　克典
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５４４号
神奈川県厚木市下川入383番地５、前住所神奈川県綾瀬市寺尾台３丁目13番14号
破産者　高橋　英司
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部